

総務委員会行政視察報告書

1 観察期間

令和元年8月5日から令和元年8月7日まで 3日間

2 観察都市

- (1) 新潟県糸魚川市
- (2) 福井県越前市
- (3) 滋賀県米原市

3 参加者

山田安邦委員長、秋山勝則副委員長、江塚 学委員、草地博昭委員、加藤文重委員、

寺田辰蔵委員、高梨俊弘委員、岡 實議員

同行 伊藤秀勝消防次長兼消防総務課長

随行 河野順一主任

4 観察事項

- (1) 市の概況について（3市）
- (2) 消防活動について（糸魚川市）
- (3) 地域コミュニティについて（越前市、米原市）

5 考察

次のとおり

I 糸魚川市 人口：42,590人・面積：746.24km²（平成31年4月1日現在）

1 消防活動について

(1) 概要

① 糸魚川市駅北大火について

平成28年12月に発生した糸魚川市駅北大火は、ラーメン店から発生した火災がフェーン現象による南からの強風で延焼・飛び火し、全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟、焼失面積が約40,000m²、負傷者17名という甚大な被害となった。

しかし、これだけの大規模火災にもかかわらず死者はなく、人的被害は最小限に食い止められた。消火活動では、市消防本部や消防団だけでなく、県消防本部の応援、警察による初期避難誘導、富山県防災ヘリによる上空監視、陸上自衛隊による逃げ遅れた住民の確認及び誘導、民間業者による消化用水の補給や残火処理などさまざまな組織が協力、支援を行った。大火後のまちづくりとして、平成29年8月に「災害に強いまち」「にぎわいのあるまち」「住み続けられるまち」の3つを方針とした糸魚川市駅北復興まちづくり計画を策定し、消防力の強化、延焼の拡大を防ぐまちづくり、大火の記憶を風化させない情報発信など着実に復興に向けて取り組みを実施している。

② 消防団について

人口に占める消防団員は、全国平均が0.7%に対して2.4%であり、加入率は高い。しかし、団員数は年々減少しており、45歳以下の市職員で構成する市役所分団の設立、年報酬の引き上げ、加入促進イベントなどを実施して団員確保を図っている。また、初動体制強化するために格納庫の拠点化を進めて、迅速に出動できるよう対応している。

(2) 考察

これだけの大規模火災にもかかわらず死者がなかったのは、糸魚川市に昔から大火の歴史があり自治会や消防団などの共助が機能した結果だと思われる。

自助・共助・公助、共助内に近助（隣近所で助け合う）を加え日頃から備え意識していく事が重要であると再認識した。大火後のまちづくりにおいては、3つの方針のもと、住宅用火災警報器と消火器の設置を補助制度創設により進め、本町通りに延焼遮断帯の形成、建築物不燃化への支援、防災機能を備えた整備等、国交省出身の副市長のもと進められていた。

消防団は市の人口約43,600人に対して、団員約1,000人態勢を確保し、団の拠点化を図り初動体制を見直している。大火の歴史から、消防団の重要性が理解されている面があり他市より団員の確保が進んでいるのではないかと考えた。木造密集市街地における大規模火災は気象条件などにより、どこでも起こりうる事である。本市でも起きると想定し、日頃からの備え『自助・共助・公助』をさらに進めることが大切であると感じた。

II 越前市 人口：82,754人・面積：230.70km²（平成31年4月1日現在）

1 地域コミュニティについて

(1) 概要

① 自治基本条例について

越前市は、平成17年10月に武生市と今立町が合併し誕生した。自治基本条例は、平成16年に旧武生市において市民の意見を取り入れながら制定され、越前市に承継された。制定の背景として、行政運営における公正の確保と透明性の向上、市民参加の推進がある。この条例により、市民自治の基本理念や市民の権利・責務、市民と市の関係等を明確にするとともに、市民、議会、行政の基本となる事項を定め、市民が市政に参画する仕組みが整えられている。

② 地域自治振興事業について

地域自治振興事業とは、市内を17地区（小学校区）に分けた自治振興会を設立し、各地区住民の積極的な参加により、各地区自ら策定した自主的、主体的な創意工夫のある地域自治振興計画に基づき、潤いのある個性豊かな魅力あるまちづくりや住民自治を進める事業である。自治振興会は、それに基づき、計画を策定してさまざまな活動を実施している。

市は、自治振興会とともに地域社会を支える当事者として、地域支援員を設置するなど協働して地域自治を推進するとともに、財政的な支援を実施している。

③ 協働ガイドラインについて

越前市自治基本条例では、市民と行政が協働し、自らの責任で自立したまちを作っていくための基本理念を定めているが、ガイドラインは、この協働の理念を具体化す

るため、「誰が」「何を」「どのように」行うのかを実践的に解説し、具体的な手順を示し、確実に協働事業を推進することを目的として策定されている。

(2) 考察

自治基本条例制定のタイミングとして、合併における新たなまちづくりがあり、「自分たちのまちは、自分たちで」という気運の高まりもあったとの事であった。

地域自治振興事業では、小学校区17地区に分け本市よりも細かな自治振興会で、よりその地域の歴史文化を反映しやすく、地域に状況に対応しやすい形であると感じた。

協働ガイドラインによるルールや仕組みは、市民・自治組織・各種団体・事業所と行政が同じ方向性で質良く効果的かつスピーディーに協働による地域づくりをするために必要なことであると思う。パートナーテーブルにて課題に対し対等な立場で、理解し合い進めていくという仕組み、また協働を探しに行くという行政の意識もこれからの時代さらに重要になってくるのではないかと感じた。

地域づくりの課題としては、まだ行政任せという感覚も根強く、地域への関心が低いこと、若者・女性の地域づくりへの参画、自治会役員等のなり手不足など本市と同じ課題を抱えており、どこの自治体においても試行錯誤しながら進めている事が推察できた。

III 米原市 人口：39,138人・面積：250.39km²（平成31年4月1日現在）

1 地域コミュニティについて

(1) 概要

① 自治基本条例について

米原市は、平成17年の合併を機に、まちづくりのルールを整備することが必要と考え、同年5月に有識者、市民、市職員からなる「新・米原市まちづくり基本条例をつくる会」を発足し、条例の骨子づくりの段階から市民が参加し検討してきた。

本条例は50年、100年先まで見据えたまちづくりの方向性を示した理念条例である。まちづくりの理念としての最高規範と位置づけ、市の方針変更で基本理念が容易に変わることがないよう、条例改正には、市民や市民活動団体等で構成される自治基本条例推進委員会に意見を求め、同委員会の判断で市民投票を行い、半数以上の賛成後、議会へ議案提出、議決を得てから改正できるという厳しいものとなっている。

② 市民との協働について

取り組みとして、市と市民団体等が協働して、問題解決に取り組む協働提案事業と地域住民の多様なまちづくり活動を支援する地域創造支援事業がある。協働提案事業は、平成23年度から実施しており、今まで50以上の事業が市民団体の提案により市と協働で実施されている。地域創造支援事業は、市民団体が公益に資する事業を提案、実施しようとする際、最大で75万円を補助するものである。なお、事業を支援するかどうか審査するのは市ではなく市民である。

(2) 考察

米原市においても、自治基本条例制定のタイミングは合併前後における新たなまちづくりであった。制定後、13年が経過し市民にも浸透してきているとのことであった。

実効性ある条例とするため、条例推進委員会を設置し、条例に基づく活動や事業などを検証、評価している。さらに職員ワーキングチームを設置し、条例推進委員会からの提言の具現化を図っている。

協働提案事業は、課題となっている行政テーマを設定して募集する「行政テーマ型」と自由な形で団体が提案する「自由提案型」があり、審査は市民であるところが重要であると感じた。地域創造支援事業と似たような事業となっているという課題もあるようだ。協働のまちづくりについて今まで、市民の意識の醸成が課題だと認識していたが、

今回、職員も協働に対する意識とそのマネジメントが重要であると新たに認識した。米原市の職員ワーキングチーム設置のように、そのための仕掛け・仕組みも必要であると思われる。